

善通寺市障がい者差別解消の推進に関する職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別に定める障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項（以下「留意事項」という。）に留意するものとする。

- 2 留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第1条に定めのある「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念及び法の目的を踏まえ、職員としてできるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとな

らないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

（管理監督者の責務）

第5条 職員のうち、課長級以上の地位にある者（以下「管理監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（職員の責務）

第6条 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がい者に対する理解不足が原因となって生じることが多いことから、職員一人ひとりが障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、別に定める留意事項に留意し、障がいを理由とする差別を未然に防止し、合理的配慮の提供をしなければならない。

（相談体制の整備）

第7条 職員からの障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、総務部秘書課に相談窓口を設置する。

- 2 相談は、職場における障がいを理由とする差別を未然に防止する観点から、現実に行っている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、該当するか否か明確な判断ができない場合においても対象とする。
- 3 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

4 相談の処理に当たっては、関係者のプライバシー保護及び秘密の保持を徹底し、相談を行った者が当該相談を行ったことにより、不利益を受けることのないよう留意しなければならない。

(懲戒処分等)

第8条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第2号に規定する職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(研修・啓発)

第9条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者への適切な対応に資するよう、マニュアル等の活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。